

グリーンイノベーション基金事業に関する特別約款
(大学・国立研究開発法人等用)

2021年5月24日制定

2024年3月31日改正

2025年2月18日改正

(取組状況の確認等及び社会実装計画の審査の実施)

第1条 業務委託契約約款(大学・国立研究開発法人等用)(以下「原約款」という。)第7条は「甲の主務省である経済産業省は、原約款で定める委託期間中に毎事業年度、グリーンイノベーション基金事業の基本方針(以下「基本方針」という。)に基づき、産業構造審議会のグリーンイノベーションプロジェクト部会(以下「部会」という。)の下に設置される分野別ワーキンググループ(以下「WG」という。)による取組状況の確認・評価(以下「WGによる取組状況の確認等」という。)を実施することとし、乙は受け入れるものとする。また、甲は、WGによる取組状況の確認等及びその報告を受けた部会におけるプロジェクト中止の意見の決議を踏まえて、原約款第10条、第11条の規定にかかわらず、委託期間内においても、経済産業省と協議の上、甲の判断により契約内容の変更、委託期間の変更又は委託業務の中止ができるものとし、乙は受け入れるものとする」とする。

2 原約款第8条は「甲は、業務委託契約書で定める委託期間の終了に伴い、基本方針に基づき、社会実装計画の審査(以下「甲による社会実装計画の審査」という。)を行うこととし、乙はこれを受け入れるものとする。また、甲は、委託期間終了後に、事業化の状況等の調査(以下「追跡評価等」という。)を行うことができるものとし、乙はこれを受け入れるものとする」とする。

3 原約款第9条中「甲が別に定める基本計画」とあるのは、「プロジェクト毎に担当省庁が別に定める研究開発・社会実装計画(以下「研究開発・社会実装計画」という。)」とする。

4 原約款第27条第2項及び第3項は適用しない。

(乙等が締結する契約の相手方の制限)

第2条 乙、再委託先及び共同実施先(以下「乙等」という。)は、委託業務を実施するために締結する契約(売買、請負その他の契約であり契約金額100万円未満のものを除く。)をするに当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、委託業務の遂行上、当該事業者でなければ委託業務の遂行が困難又は不適當である場合、甲の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とす

ることができる。

- 2 甲は、乙等が前項の規定に違反して経済産業省からの補助金交付停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は、乙に対し、必要な措置を求めることができるものとし、乙は甲から求めがあった場合は、その求めに応じなければならない。
- 3 前二項の規定は、委託業務の一部を第三者に請け負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に扱うものとし、乙は、必要な措置を講じるものとする。

(技術移転防止に係る事前相談)

第3条 乙は、基本方針に基づき、乙又はそのグループ会社が、次項に定める他者(乙の子会社を含む。以下同じ。)又は他国に対する行為を行うに当たって、次に掲げる事項に該当する場合は、当該行為を実施する40日前までに研究開発・社会実装計画を作成する担当省庁(以下、単に「担当省庁」という。)に事前に相談しなければならない。

一 コア重要技術等(基本方針に基づく技術をいう。以下同じ。)の強制的な技術移転のおそれがあること又は次のイ若しくはロに掲げる他者の属性によりコア重要技術等の流出のおそれがあることを乙が知った場合

イ 過去5年間において、国際連合の決議その他国際的な基準に違反した実績がある者

ロ 外国政府等による影響を受けて事業を行う者

二 前号に掲げるおそれがあるとして担当省庁から事前相談をすべき旨の連絡を受けた場合

2 他者又は他国に対する行為は、次の各号に掲げるいずれかの行為とする。

一 他者に対し、コア重要技術等に係る知的財産権を移転する、研究開発・社会実装計画の対象とする取組に係る事業を譲渡する等、コア重要技術等そのものを移転する

二 他者に対し、コア重要技術等を提供する

三 他者と、コア重要技術等に関する共同研究開発を行う

四 他国において、コア重要技術等に係る研究開発を行う

五 他国において、コア重要技術等を用いた製品等を生産する拠点を建設し、又は既存の生産拠点における設備投資を行い、結果として当該生産拠点における当該製品等の製造能力が10%を超える割合で増強する(ただし、当該生産拠点で生産する当該製品等の85%以上が当該他国で消費される場合を除く。)

3 乙は、第1項に規定する相談の要否について確認した結果等について、第1条第4項に定める事業戦略ビジョンに記載した上で、甲が別途指定する期間

内に甲に提出しなければならない。

- 4 甲は、前項の事業戦略ビジョンの提出があったときは、当該事業戦略ビジョンを担当省庁に提供できるものとする。
- 5 甲は、第3項の規定により提出された事業戦略ビジョンに不当であると認める事項又は虚偽の記載があった場合には、担当省庁と協議の上、乙に対し、その是正のために必要な指示を行い、乙はこの指示に従うものとする。
- 6 原約款第36条第1項に次の1号を追加する。
 - 六 乙が特別約款第3条第3項の規定により提出した事業戦略ビジョンに虚偽の記載があった場合において、当該違反内容に重大性又は緊急性等があるものと担当省庁が判断したとき。

(国外大学等の特例)

- 第4条 乙が国外大学等（日本以外の国の大学又は研究機関をいう。）であるときは、原約款第31条第1項中「乙に帰属するものとする」とあるのは「原則甲乙の共有とし、甲の持分は、甲及び乙の持分の合計の50%以上とする（以下甲乙が共有する知的財産権を「共有知的財産権」という。）」とする。
- 2 前項の場合、原約款第31条第3項第四号、第31条第4項及び第5項、第31条の3、第31条の4第1項、第3項及び第4項、第31条の5並びに第33条第3項及び第4項の「知的財産権」とあるのは「知的財産権の持分」と読み替えるものとする。
- 3 委託期間及び委託期間終了後の共有知的財産権の出願、登録及び維持に係る費用（以下「出願等費用」という。）は、乙が甲の持分に係る出願等費用も負担するものとする。ただし、乙が持分の全部を放棄した場合は、この限りでない。
- 4 委託期間であって、甲が承認した場合は、出願に係る費用を委託業務の実施に要した経費として計上することができる。
- 5 乙が第三者に対して共有知的財産権の利用許諾をする場合は、特別約款様式第1による共有知的財産の利用許諾申請書により、あらかじめ甲の承認を得なければならない。
- 6 甲は、共有知的財産権について、第三者に対して任意に利用許諾をすることができるものとし、乙はあらかじめこれに同意するものとする。
- 7 甲は、共有知的財産権の自己持分を放棄する場合は、その旨を乙に通知するものとする。
- 8 甲、乙又は甲乙共同して、第三者に対して共有知的財産権の利用許諾を行う場合は（以下当該第三者を「利用許諾先」という。）、あらかじめ利用許諾先との間で次に掲げる事項を合意しなければならない。
 - 一 甲又は乙は、共有知的財産権の自己持分を利用許諾先の承認を得ること

なく、放棄できること（ただし、甲又は乙が利用許諾先に対して1年以下の知的財産権維持義務を負う場合を除く。）

- 二 利用許諾先が共有知的財産権を自ら利用したことにより生じた一切の責任や損害賠償から甲及び乙が免責されること
- 三 利用許諾先の合併、会社分割等の組織再編、事業譲渡、株式譲渡等により、経営環境又は経営体制に著しい変化が生じた場合に利用許諾契約を解約できること

（経理責任者による適切な経費の使用の確認）

第5条 乙は、委託業務の実施に要する経費を適切に使用するため、実施計画書に定められた経理責任者（以下、単に「経理責任者」という。）に別紙に掲げる誓約事項（以下「誓約事項」という。）を遵守させることとし、経理責任者が誓約事項に違反した場合には、乙が一切の責任を負うものとする。

（委託業務の成果の情報発信）

第6条 原約款第26条第1項中「適切に発表又は公開することとする。」とあるのは、「適切に発表又は公開するとともに、乙のホームページ等を通じて国民に対して分かりやすい形で公開することで、委託業務の成果の意義や目標を情報発信し、社会全体の変革を促すメッセージを不断に発信する。」とする。

（経済産業省等への情報提供）

第7条 乙は、甲が委託業務に関して知り得た一切の情報について、必要に応じて甲の主務省である経済産業省及び担当省庁に対して提供することに同意するものとする。

（再委託先等との契約）

第8条 乙は、委託業務の一部を再委託又は共同実施するときは、乙が本特別約款を遵守するために必要な事項及び甲が指示する事項について、再委託先又は共同実施先と約定しなければならない。

（存続条項）

第9条 甲及び乙は、委託期間が終了し、又は原約款第36条、第37条若しくは第38条の規定に基づき本契約が解除された場合であっても、原約款第51条に定めるもののほか、次の各号に掲げる条項については、引き続き効力を有するものとする。

- 一 各条項の対象事由が消滅するまで効力を有するもの。

第1条第2項、第4条、第6条から第8条まで

(翻訳文との関係)

第10条 本契約は日本語を正文とする。参考のため英文訳が作成された場合であっても、日本語の正文のみが契約としての効力を有し、英文訳にはいかなる効力も有しないものとする。

(原約款との関係)

第11条 本特別約款に規定しない事項については、原約款の規定を適用する。

附 則

この特別約款は、2021年5月24日から施行する。

附 則

この特別約款は、2024年4月1日から施行する。

附 則

1. この特別約款は、2025年2月18日から施行する。
2. ただし、改正後の第3条第6項の規定は、2025年4月1日以降、新たに締結する契約及び基本方針に基づくステージゲートを通過したことに伴う変更契約から適用する。

(特別約款様式第 1)

年 月 日

共有知的財産権利用許諾申請書

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理事長 殿

住 所
名 称
氏 名

年 月 日付け委託契約に基づく開発項目「」に係る共有知的財産権について、下記のとおり利用許諾をしたいので、特別約款第 4 条第 5 項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 利用許諾しようとする共有知的財産権について

共有知的財産権の種類(注 ¹) 及び番号(注 ²) 及び名称(注 ³)	利用許諾先の住所・名称

2. 承認を受ける理由(注⁴)

(以下のポイントを参考にして具体的な理由を記載する)

- (1) 当該利用許諾により、研究開発の成果が事業活動において効率的に活用されるか。すなわち、利用許諾を受ける者は、研究開発の成果を真に利用しようとするものか。(産業技術力強化法第 17 条に基づく観点)
- (2) 当該利用許諾が、我が国の国際競争力の維持に支障を及ぼすこととなる研究開発の成果の国外流出に該当しないかどうか。(研究開発力強化法第 41 条に基づく観点)

契約管理番号	〇〇〇〇〇〇〇〇-〇
--------	------------

「共有知的財産権利用許諾申請書」記載要領

(注¹) : 種類については、特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、品種登録者の権利、著作権又はノウハウのうち、該当するものを記載する。

(注²) : 番号については、当該種類に係る設定登録番号又は設定登録の出願若しくは申請番号、ノウハウの管理番号を記載する。

(注³) : (1) 発明、考案又は意匠については、当該発明、考案、意匠に係る物品の名称

(2) 回路配置については、回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び当該半導体集積回路の分類（構造、技術、機能）

(3) 植物体の品種にあつては、農林水産植物の種類（属、種、亜種）、出願品種の名称

(4) プログラム等又はノウハウにあつては、技術上の成果の名称

該当する（１）～（４）の事項を記載する。

(注⁴) : 具体的な理由を、以下の観点を参考として記載すること。

(1) について

○利用許諾先は、研究開発の成果を効率的に活用するための具体的な事業計画等を有している者であるか。

○利用許諾先が研究開発の成果等を活用して行う事業が、法令や公序良俗に反するものではないか。

○利用許諾先は、当該委託研究開発に関する共同研究先であるか。

(2) について

○利用許諾先は国内に所在する組織か、国外に所在する組織か。国内に所在する組織である場合、その資本比率等はどのようなになっているか。

○利用許諾先が行われた場合において、研究開発の成果が活用される場所は国内か、国外か。

○利用許諾先により、国内企業（大学・研究機関を含む）が重要な研究成果に対しアクセスすることが困難となるおそれがあるか。

○利用許諾先により、国内企業の国際競争力の維持に対する不利益がもたらされないか。

(別紙)

誓約事項

実施計画書に定める経理責任者は、グリーンイノベーション基金事業に係る委託業務の実施に要する経費が適切に使用されるために、以下の誓約事項を遵守することを誓約します。

1. 経理責任者は委託業務に実質的に関与しない者とし、委託業務の実施に要する経費の適切な使用について、事業者内で責任を負うこと。また、監査法人による監査、内部監査の監査項目として掲げることも含め、本委託業務を監査することで適切性を担保すること。
2. 経理責任者は、実施計画書に記載する適正な経費の使用の確認を行うために、業務実施者を選任し必要な体制整備を図ること。なお、登録研究員及び研究補助員（以下「登録研究員等」という。）など委託業務に実質的に関与する者並びに登録研究員等が指導、監督、監査等を行う者を業務実施者を選任しないこと。
3. 経理責任者及び業務実施者（以下「経理責任者等」という。）は、事業者内で保管された委託業務の実施に要する経費に関する専用の帳簿、支出内容を証明又は説明する書類、従事日誌・月報を定期的に確認し、上期4～9月分の執行額（提出日は11月末まで）及び当該年度の執行額（（中間）実績報告書に添付して提出）を「経費発生調書」、「労務費積算書」及び「月別項目別明細表」により機構に報告すること。確認においては、法令、機構との契約書、業務委託契約約款（大学・国立研究開発法人等用）及び本特別約款、実施計画書、事務処理マニュアル、事業者内の内規及び購買ルール等と照らして行うこと。
4. 経理責任者等は、取得財産の設置、運転及び操作状況等を確認すること。
5. 経理責任者等は、「NEDO 事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票」により情報管理体制の整備状況を確認すること。なお、情報管理体制等に変更が生じた場合は、機構に整備状況を報告すること。
6. 経理責任者は、再委託先及び共同実施先の経理責任者に対して、本誓約事項を遵守することを誓約させること。